

# 財団法人 稲垣小太郎記念奨学財団寄附行為

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人 稲垣小太郎記念奨学財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を富山県砺波市三郎丸208番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、志操堅固、学力優秀、身体強健でありながら、経済的理由により修学困難な者に対し奨学援助を行い、もって社会有用の人材を育成することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学資金の給与
- (2) 学資金を受ける学生の補導
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に掲載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) その他収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関の定期預金とする等安全確実な方法により、保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保にし、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、富山県教育委員会の承認を受けて、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会及び評議員会の議決を経て、当該年度開始前に富山県教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も、同様とする。

(収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、毎事業年度終了後、理事長が作成し、収支計算書、貸借対照表、財産目録、事業報告書及び正味財産増減事由書とともに、監事の監査を受け、理事会及び評議員会の承認を受けて、当該年度終了後60日以内に富山県教育委員会に報告しなければならない。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、富山県教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄を行おうとするときは、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、富山県教育委員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第14条 この会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

第15条 この法人には、次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事6名以上10名以内
- (2) 監事2名

2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会で選任する。

- 2 理事は互選により理事長及び副理事長を定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なく、登記簿の謄本を添えてその旨を富山県教育委員会に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があったときは、遅滞なく、その旨を富山県教育委員会に届け出なければならない。

(理事の職務)

第17条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織して、この法人の業務の執行を決定する。

(監事の職務)

第18条 監事は、この法人の業務及び財産に関し次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は富山県教育委員会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第19条 この法人の役員任期は、3年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とす

る。

3 役員は、その任期満了後も、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第20条 役員は、次の号のいずれかに該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決により解任することができる。この場合においては、その役員に対し、当該議決を行う前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の業務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第21条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

(評議員選出)

第22条 この法人に、評議員6名以上10名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。

3 評議員と理事及び監査は、交互に兼ねることができない。

4 評議員には、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中の「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員職務)

第23条 評議員は、評議員会を組織して、この寄付行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(職員)

第24条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 会議

(開催)

第25条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事から請求があったとき。

(召集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号又は第3号に規定する場合にあっては、その請求のあった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事長は、理事会を招集する場合は、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面により、開会の7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。

(議決)

第29条 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3項の規定の適用については、その者は、出席したとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の会議には、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事2名以上が署名捺印しなければならない。

(評議員会)

第32条 評議員会は、理事長がこれを招集する。

2 評議員会の議長は、会議の都度、評議員中より互選する。

3 第26条第3項及び第28条から前条までの規定は、評議員会に準用する。この場

合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

## 第6章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第33条 この寄付行為は、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数および評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、富山県教育委員会の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第34条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事現在数及び評議員現在数おのおの4分の3以上の議決を経、かつ、富山県教育委員会の認可を受けて解散することができる。

(残余財産処分)

第35条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数おのおの4分の3以上の議決を経、かつ、富山県教育委員会の認可を受けて、地方公共団体又はこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

## 第7章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

第36条 この法人の事務所に、次の帳簿及び書類を備えなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄付行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な書類及び帳簿

(細則)

第37条 この寄付行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。ただし、奨学金給与規程を制定し、又は変更しようとするときは、評議員の議決を経、富山県教育委員会の承認を受けなければならない。

## 附 則

- 1 この寄付行為は、この法人の設立に係る富山県教育委員会の許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及びこれに伴う予算は、第 10 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第 14 条の規定にかかわらず、附則第 1 項に規定する許可のあった日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の役員は、第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

## 別紙

理 事 （ 理 事 長 ） 稲 垣 ち づ 子

理 事 （ 副 理 事 長 ） 稲 垣 晴 彦

理 事 高 木 繁 雄

理 事 林 良 博

理 事 屋 敷 平 州

理 事 下 保 昭

理 事 中 山 慶 一

監 事 吉 瀧 秀 一

監 事 稲 垣 ま き 子